別表１　沖縄県の区域内に居住する者の支払うべき受信料額（第５条第２項関係）

種別	月　額	６か月前払額	12か月前払額
地上契約	965円	5,539円	10,778円
衛星契約	1,815円	10,416円	20,267円

別表１　沖縄県の区域内に居住する者の支払うべき放送受信料額（第５条第２項関係）

種別	月　額	６か月前払額	12か月前払額
地上契約	965円	5,539円	10,778円
衛星契約	1,815円	10,416円	20,267円

日本放送協会放送受信料免除基準の一部変更について

放送法（昭和25年法律第132号）第64条第２項の規定により、総務大臣の認可を受けて、日本放送協会放送受信料免除基準の一部を次のように変更し、令和７年10月１日から施行することになりましたので公告いたします。

令和７年７月18日　　日本放送協会

次の表により、現行欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「下線部分」という。）でこれに対応する変更後欄に掲げる規定の下線部分があるものは、これを当該下線部分のように改め、変更後欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する現行欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを加え、現行欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する変更後欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを削る。

日本放送協会放送受信料免除基準　新旧対照表　　（＿＿＿部分は、変更部分）

変更後	現行
日本放送協会受信料免除基準	日本放送協会放送受信料免除基準
日本放送協会受信規約における受信料免除の基準（以下「基準」という。）は、次のとおりとする。	日本放送協会放送受信規約における放送受信料免除の基準（以下「基準」という。）は、次のとおりとする。
１　全額免除 （社会福祉施設等） ⑴　別表１に掲げる社会福祉施設等において、入所者または利用者の専用に供するため、その管理者が受信機を設置し、または日本放送協会（以下「ＮＨＫ」という。）の配信の受信を開始して締結する受信契約	１　全額免除 （社会福祉施設等） ⑴　別表１に掲げる社会福祉施設等において、入所者または利用者の専用に供するため、その管理者が受信機を設置して締結する放送受信契約
（学校） ⑵　別表２に掲げる学校において、児童、生徒または幼児の専用に供するため、その管理者が受信機を設置し、またはＮＨＫの配信の受信を開始して締結する受信契約	（学校） ⑵　別表２に掲げる学校において、児童、生徒または幼児の専用に供するため、その管理者が受信機を設置して締結する放送受信契約
（公的扶助受給者） ⑶　生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する扶助、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）に規定する入所者に対する療養もしくは親族に対する援護、または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）に規定する支援給付を受けている者が受信機を設置し、またはＮＨＫの配信の受信を開始して締結する世帯についての受信契約	（公的扶助受給者） ⑶　生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する扶助、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）に規定する入所者に対する療養もしくは親族に対する援護、または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）に規定する支援給付を受けている者が受信機を設置して締結する放送受信契約
（市町村民税非課税の障害者） ⑷　別表３に掲げる障害者を構成員とする世帯で、その構成員の全員が市町村民税（特別区民税を含む。）非課税の措置を受けている場合、当該世帯の構成員のいずれかの者がその住居に受信機を設置し、またはＮＨＫの配信の受信を開始して締結する世帯についての受信契約	（市町村民税非課税の障害者） ⑷　別表３に掲げる障害者を構成員とする世帯で、その構成員の全員が市町村民税（特別区民税を含む。）非課税の措置を受けている場合、当該世帯の構成員のいずれかの者がその住居に受信機を設置して締結する放送受信契約
（社会福祉施設等入所者） ⑸　社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する社会福祉事業を行なう施設または事業所の入所者が、その施設内の住居に受信機を設置し、またはＮＨＫの配信の受信を開始して締結する世帯についての受信契約	（社会福祉施設等入所者） ⑸　社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する社会福祉事業を行なう施設または事業所の入所者が、その施設内の住居に受信機を設置して締結する放送受信契約